

○内閣府、厚生労働省、法務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、農林水産省、令第 号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第五号）第一百条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、厚生労働省、法務省、
経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一
部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 付 窓

別紙様式第1号 (第33条第1項関係) (日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から) 業務報告書

年 月 日

殿

住 所
認可特定保険業者名
代 表 理 事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

【第1～第5 略】

(記載上の注意)

1 保険業法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第38号。以下「改正法」という。) 附則第2条第2項の規定による申請書又は認可特定保険業者等に関する命令 (平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) 第64条第1項第1号の規定による届出書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

【2～5 略】

【第1・第2 略】

第3 貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(認可特定保険業者)

【表略】

送 付 窓

別紙様式第1号 (第33条第1項関係) (日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から) 業務報告書

年 月 日

殿

住 所
認可特定保険業者名
代 表 理 事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

【第1～第5 同左】

(記載上の注意)

1 保険業法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第38号。以下「改正法」という。) 附則第2条第2項の規定による申請書又は第64条第1項第1号の規定による届出書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

【2～5 同左】

【第1・第2 同左】

第3 貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(認可特定保険業者)

【同左】

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ 略]

⑦ 収益の計上方法 (顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑧ [略]

③ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

④ [略]

⑤ 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)～(19) [略]

[2～12 略]

第4 損益計算書

年度 (年 月 日から) 損益計算書

(認可特定保険業者)
[表略]

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

①～⑥ 同左]

[加える。]

⑦ [同左]

[加える。]

③ [同左]

④ 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)～(18) [同左]

[2～12 同左]

第4 損益計算書

年度 (年 月 日から) 損益計算書

(認可特定保険業者)
[同左]

(記載上の注意)

<p>1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。</p> <p>〔1〕～〔6〕 略]</p> <p>〔7〕 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）</p> <p>① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項</p> <p>② 収益を理解するための基礎となる情報</p> <p>③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報</p> <p>①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。</p> <p>〔8〕 〔略〕</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>第5 〔略〕</p>	<p>1 〔同左〕</p> <p>〔1〕～〔6〕 同左]</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔7〕 〔同左〕</p> <p>〔2～5 同左〕</p> <p>第5 〔同左〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記号は注記を要する。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和三年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号第3記載上の注意1(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

2 新命令別紙様式第一号第3記載上の注意1(2)⑦及び同様式第4記載上の注意1(7)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務

報告書については、新命令の規定を適用することができる。

3 新命令別紙様式第一号第3記載上の注意1(3)の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。